

「下川地域森林整備推進協定」(概要)

1 目的

この協定は、下川地域の森林・林業の再生に向け、森林の多面的機能の高度発揮と資源の循環利用を図るため、協定者が連携、協力して団地化を推進し、合理的な路網の整備及び効率的な森林施業の実施に取り組むことを目的とします。

2 協定締結者・協定期間

協定締結者：下川町長・上川北部森林管理署長

協定期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

3 経緯

下川町の森林面積は、総面積(約6万4千ヘクタール)の88%に当たる約5万7千ヘクタールを有しています。

これまで、下川町と上川北部森林管理署は、平成22年12月10日に「二の橋・溪和・班溪地区森林整備推進協定」(国有林3,747ヘクタール、町有林998ヘクタール)を締結し、平成24年5月に施業団地の拡大のため、「珊瑚・一の橋地区森林整備推進協定」(国有林4,729ヘクタール、町有1,785ヘクタール)の協定締結を行い、効率的な森林整備を推進するため、相互に利用可能な路網整備に関する検討等、民国連携した取り組みを進めてきました。

今後も、町有林と国有林が一体となって効率的な森林経営を推進し、地域林業の活性化に資する考えです。

4 森林整備推進協定(森林共同施業団地)の森林面積等

森林面積は、18,507ヘクタール(国有林14,784ヘクタール、町有林3,722ヘクタール)であり、うち本協定期間内における森林整備を行う面積は概ね1,875ヘクタールです。

	森林面積 (ha)	森林整備面積 (ha)	路網整備延長 (m)	備考
町有林	3,723	800	7,600	
国有林	14,784	1,075	1,060	
計	18,507	1,875	8,660	